

第17回理事会

台風による被災状況を確認

見舞金の対応など決める

協会は8日、第17回理事... 協会を開き、4日に近畿を襲った台風21号被害について、北部地震・西日本豪雨被害に準じて会員にお見舞い金を支給することを小澤理事長が提案、承認した。

風被害のお見舞いと一緒に署名の協力を訴えていく、「早速患者さんをお願いしている。後期高齢者の負担2倍がポイントで、いままでもみんな協力して「来て」など、積極的な討論をした。

理事会で、改定した規程等に基づいて次期役員を選考する。

心よりお見舞い申し上げます 大阪府歯科保険医協会 理事長 小澤力

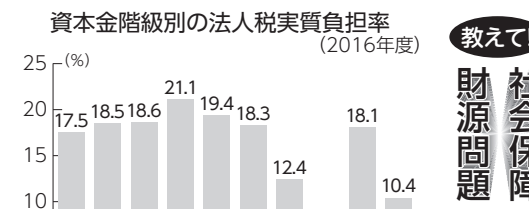
医療運動では、「みんなまでストップ患者負担増」署名、「クイズで考える私たちの医療」を目標2万筆、会員参加率20%の達成を目指し、会員訪問など理事会が先頭に立ち、追求することを確認した。

台風21号で被災された会員ならびに家族、スタッフ、患者の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。大阪では、大阪北部地震、西日本豪雨の被害も癒えない状況の中、これほどの被害をもたらす台風に見舞われ、地域医療に及ぼした影響は甚大だと認識しています。

協会では、被災状況の確認並びに、会員の先生方へのお見舞いに全力を上げています。お困りのことがございましたら、お気軽に協会までご連絡ください。

社保講習会 最新の疑義解釈を反映し 医学管理や在宅など解説

社保研究部は、改定後初めての社保講習会を8日開催し、88人が参加した。保団連が4月に発行した『歯科保険診療の研究2018年4月版』と厚労省から発出された疑義解釈をもとに、今改定



Q 税制面で大企業が優遇されていると言いますが本当か? A 法人税の実効税率は、小規模企業よりも大企業の方が低い。

Q 大企業優遇は本当か? A 法人税の実効税率を見るに、16年には23・4%おり、16年には23・4%前に戻すだけで6兆円を超える財源が生まれる。

春夏秋冬

自民総裁選挙

20日投票開票で自民党総裁選挙が行われた。しかし自民党の総裁選は民意を問う選挙ではない。たとえ総裁に選ばれたからと言って民意を無視することは許されない。

方針とし、第2次安倍内閣の間の圧縮額だけで1兆5900億円も削減された。骨太方針を巡っては、すでに今後の社会保障費の自然増を6000億円に抑えるとの報道もあり、患者や利用者への負担増や給付の抑制・削減を徹底する方針だ。

森友・加計問題では、疑惑の中心に安倍氏本人がおり、公文書まで改ざんされた。その後も補助金の贈収賄や、障がい者雇用の偽装、セクハラまで、官僚の不祥事の原因究明もない。豪雨災害中に赤坂で酒宴に興じていた事には、開いた口がふさがらない。

余りにも酷い安倍政治

生活保護は、今年10月から生活扶助を最大5%削減する。実行されれば安倍内閣で総額1480億円もの削減となる。医療では「75歳以上

の窓口負担の2倍化」や「受診時定額負担の導入」「薬剤費の自己負担の引き上げ」、介護では、「要介護のサービス利用抑制」や「ケアプラン作成の有料化」「老人保健施設や介護療養病床の多床

た。同様に2人以上の世帯の実質可処分所得は12年平均の44万5497円から43万2553円に減少している。一方で、大企業(資本金10億円以上)の内留保はわずか1年枚拳に暇がない。



イラスト・辻井タカヒロ

社労士が解決！ 身近な雇用トラブル

「できない」と判示していただきます。使用者が昇給額を決定しない限り請求権は生じないという考え方は、定期昇給させることが「一定の範囲にすぎない場合には努力規

就業規則 問題は昇給が不可能な状況になったときに「就業規則に基づき、昇給しなければ、約束違反」と職員が権利を主張できるかどうかですが、裁判では「会社の就業規則には

第4回 定期昇給 昇給額を決定しなければ請求権は発生しない

「昇給は年一度、3月21日にとり決まるとする。ただし定期とする」という定款にもならないと言え、昇給の具体的な昇給基準が定められていない以上、法的に定期昇給実施義務が発生すると評価すること

問題は昇給が不可能な状況になったときに「就業規則に基づき、昇給しなければ、約束違反」と職員が権利を主張できるかどうかですが、裁判では「会社の就業規則には「昇給は年一度、3月21日にとり決まるとする。ただし定期とする」という定款にもならないと言え、昇給の具体的な昇給基準が定められていない以上、法的に定期昇給実施義務が発生すると評価すること

「契約期間」「賞金」等は文書で明示することが義務付けられています。パート職員は、さらに上記に加えて、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書の交付等により明示しなければならぬと改正が行われています。昇給制度「有り」とした場合に注意が必要。小規模医院で一般的に使用されている規定を紹介いたします。

「昇給額を決定しなければ請求権は発生しない」と判示していただきます。使用者が昇給額を決定しない限り請求権は生じないという考え方は、定期昇給させることが「一定の範囲にすぎない場合には努力規

イラスト・辻井タカヒロ